



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和7年度

八代平野農業水利事業
現場技術（その4）業務

積算書

（当初）

九州農政局
八代平野農業水利事業所

事業名	八代平野農業水利事業
業務名	現場技術 (その4) 業務

業務別業務名:現場技術 (その4) 業務【監督支援型】

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
*** S単- 1号 ***						
S02115	技術員		人		1,000	歩A 当たり算出
	技術員			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 労務コード 2) 労務単価算定区分	R04007 基(B)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
R04007	技術員	1,000	人	36,100	36,100	
	合計				36,100	算出数量 1,000 人
	単価				36,100	
*** S単- 2号 ***						
S02116	ガソリン		L		1,000 各単位	歩A 当たり算出
	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド,,			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 資材区分 2) 地域資材単価コード (P) 3) 地区資材単価コード (J) 4) 施設機械資材単価コード (K)	地域資材 (Pコード) P34001		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
P34001	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド	1,000	L	138	138	
	合計				138	算出数量 1,000 各単位
	単価				138	
*** S単- 3号 ***						
S02116	C D-R		枚		1,000 各単位	歩A 当たり算出
	C D-R C D-R (記録面色素フタロシアニン) 7 0 0MB,,			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 資材区分 2) 地域資材単価コード (P) 3) 地区資材単価コード (J) 4) 施設機械資材単価コード (K)	地域資材 (Pコード) P43602		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
P43602	C D-R C D-R (記録面色素フタロシアニン) 7 0 0MB	1,000	枚	47	47	
	合計				47	算出数量 1,000 各単位
	単価				47	
*** S単- 4号 ***						
S16001	ライトバン[カワサキエンジン・二輪駆動]		日		1,000 各単位	歩A 当たり算出
	ライトバン[カワサキエンジン・二輪駆動] , 乗車定員5名 排気量1.5L, 運転1日当たり算出, 機械損料等のみ,			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 機械コード<<単位が時間のみ>> 2) 機械コード (同上)	M28121 M28121		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3) 機械損料算出区分 4) 運転1日当たり運転時間(T) 5) 運転日に対する供用日の割合(YC) 6) 単価計上区分	運転1日当たり算出 3.0時間 1.19 機械損料等のみ				
	7) 岩石補正区分 10) 燃料消費量(入力の場合) 11) 消耗部品の計上の有無 13) 消耗部品費の適用条件(2)	岩石補正なし 0.0 消耗部品を計上しない 消耗部品なし				
	14) 名称(消耗部品) 15) 規格(消耗部品)	- -				
M28121	ライトバン[カワサキエンジン・二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	1,000	日	1,960	1,960	
	合計				1,960	算出数量 1,000 各単位
	単価		各単位		1,960	
Y00001	単位					
*** S単- 5号 ***						
S63011	打合せ (設計旅費・交通費)		回		1,000 回	歩A 当たり算出

事業名	八代平野農業水利事業					
業務名	現場技術 (その4) 業務					
業務別業務名:現場技術 (その4) 業務【監督支援型】						
コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	打合せ (設計旅費・交通費) 一般工種・解析等調査業務,着手前・最終,0.25日,0.20日,通勤により打合せ,ライトバン,1日,2時間			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0 豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし 亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)設計工種 2)打合せ内容	一般工種・解析等調査業務 着手前・最終				
	3)主任技師配置人員 4)技師A配置人員 5)技師B配置人員 6)技師C配置人員	0人 1人 0人 0人				
	7)打合せ日数 8)往復移動日数	0.25日 0.20日				
	9)宿泊区分 10)交通機関区分	通勤により打合せ ライトバン				
	11)高速道路往復料金 (税別) 12)鉄道往復1人当料金 (税別) 13)バス往復1人当料金 (税別) 14)船舶往復1人当料金 (税別) 15)航空往復1人当料金 (税別) 16)ライトバン使用日数	1,800円 0円 0円 0円 0円 1日				
	17)時間区分 18)宿泊料金1人当料金 (税別) 19)宿泊手当1人当料金 (税別)	2時間 0円 0円				
P54301	高速道路等料金 消費税抜き	1.000	式	1,800	1,800	
M28121	ライトバン[ガソリンエンジン・二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	1.000	日	1,650	1,650	
P34001	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド	5.400	L	138	745	
	合計				4,195	算出数量 1,000 回
	単価		回		4,195	
	*** S単-6号 ***					
S63011	打合せ (設計旅費・交通費)		回		1,000	歩A 当たり算出
	打合せ (設計旅費・交通費) 一般工種・解析等調査業務,中間,0.25日,0.20日,通勤により打合せ,ライトバン,1日,2時間			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0 豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし 亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)設計工種 2)打合せ内容	一般工種・解析等調査業務 中間				
	3)主任技師配置人員 4)技師A配置人員 5)技師B配置人員 6)技師C配置人員	0人 1人 0人 0人				
	7)打合せ日数 8)往復移動日数	0.25日 0.20日				
	9)宿泊区分 10)交通機関区分	通勤により打合せ ライトバン				
	11)高速道路往復料金 (税別) 12)鉄道往復1人当料金 (税別) 13)バス往復1人当料金 (税別) 14)船舶往復1人当料金 (税別) 15)航空往復1人当料金 (税別) 16)ライトバン使用日数	1,800円 0円 0円 0円 0円 1日				
	17)時間区分 18)宿泊料金1人当料金 (税別) 19)宿泊手当1人当料金 (税別)	2時間 0円 0円				
P54301	高速道路等料金 消費税抜き	1.000	式	1,800	1,800	
M28121	ライトバン[ガソリンエンジン・二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	1.000	日	1,650	1,650	
P34001	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド	5.400	L	138	745	
	合計				4,195	算出数量 1,000 回
	単価		回		4,195	
	*** S単-7号 ***					
S66002	現場技術 (管理技術者の直接人件費)		回		1,000	歩A 当たり算出
	現場技術 (管理技術者の直接人件費) 監督支援型			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0 豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし 亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)現場技術業務の型式 2)現場技術員数 (監督支援型)	監督支援型 1人				
	3)打合せ作業日数 (事業促進型) 4)打合せ時移動日数	0.00日 0.20日				

八代平野農業水利事業
現場技術（その４）業務

特別仕様書

九州農政局八代平野農業水利事業所

(適用範囲)

第1条 八代平野農業水利事業 現場技術(その4)業務(以下、「本業務」という。)の施行にあたっては、農林水産省九州農政局制定「現場技術業務共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

なお、本業務は「現場技術業務の実施要領等について」(平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知)別紙 現場技術業務実施要領第3の1 監督支援型による業務である。

(目的)

第2条 本業務は、八代平野農業水利事業における工事の設計、監督等、関係機関との協議等及び事業実施に関する補助的作業を行うものであり、適正かつ効率的な事業執行と公共工事の品質確保に資することを目的とするものである。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第3条 本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ①審査項目a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ②審査項目d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④業務成果品のミス、不備等

(管理技術者)

第4条 管理技術者は、共通仕様書第3-1条第5項によるものとする。

(現場技術員)

第5条 現場技術員の技術者区分及び資格は、次のとおりとする。

技術者区分	資格
現場技術員(B)	<ul style="list-style-type: none">・技術士(総合技術監理部門(農業-農業土木又は農業-農業農村工学))・技術士(農業部門(農業土木又は農業農村工学))・1級土木施工管理技士の資格を有する者。・2級土木施工管理技士の資格取得後3年以上の実務経験を有する者・大学卒業後5年、短大・高専卒業後8年、高校卒業後11年以上の実務経験を有する者。

(配置技術者の確認)

第6条 共通仕様書第1-6条における業務組織表の作成及び共通仕様書第1-7条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1)受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務実施計画書において、業務組織

表を変更する際も同様とする。

- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第7条 受注者は、共通仕様書第1-28条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(適用する図書)

第8条 本業務の実施に当たっては、第9条に示す対象工事の契約図書のほか次に掲げる図書等を熟知し、遂行しなければならない。

名称	制定(改定)年月日
土木工事共通仕様書	当該年度改訂版
地質・土質調査業務共通仕様書	当該年度改訂版
設計業務共通仕様書	当該年度改訂版
測量業務共通仕様書	当該年度改訂版
農林水産省土地改良積算基準	当該年度改訂版
土地改良工事数量算出要領(案)	当該年度改訂版
土木工事施工管理基準	当該年度改訂版
土木工事施工管理基準の手引き	当該年度改訂版

(工事の概要)

第9条 対象工事

本業務において対象となる工事は、下表のとおりである。なお、詳細な工事名については、別途監督職員より指示する。

工事名	履行場所	予定工期	工種・概要等	備考
北新地排水機場ポンプ製作据付建設工事	八代市鏡町	R6.5.27 ~ R8.10.13	横軸射流ポンプφ 2000mm 3台ほか	
遥拝頭首工右岸ゲート設備製作据付建設工事(仮称)	八代市坂本町西部い地 先及び豊原上町地先	R8.7~R10.3 (予定)	ゲート設備製作据付1 式	
流藻川排水機場ポンプ製作据付建設工事(仮称)	八代市日奈久新開町	R8.9~R11.3 (予定)	横軸射流ポンプφ 2000mm 4台ほか	
流藻川排水機場除塵機他製作据付建設工事(仮称)	八代市日奈久新開町	R9.4~ R11.3(予定)	除塵機製作据付1式	
北新地排水機場場内整備(吐出樋門ゲート製作据付)工事	八代市鏡町	R7.9.8 ~ R8.3.16	吐出樋門ゲート製作据 付1式	

(業務場所)

第10条 業務場所は、当事業実施地域内を予定している。なお、詳細については、監督職員と協議の上決定するものとする。

(履行期間)

第11条 業務期間は次のとおりとする。

令和8年4月7日 ~ 令和10年3月17日

(業務内容)

第12条 業務内容等については、次のとおりとする。

(1) 管理技術者の業務内容は、次のとおりとする。

契約書第9条第2項に定める業務運営を行うものとし、監督職員と月1回以上の業務打合せを行う。

なお、月2回目以降の打合せについては監督職員と協議のうえ、書面等により行うことができるものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象としない。

(2) 本業務に従事する現場技術員は、現場技術員（B）とし、その業務内容は次のとおりとする。

1) 設計に関する業務

ア 設計及び工事の積算に関する資料等の作成

イ その他上記に準ずる事項

2) 監督に関する業務

ア 施工計画の検討

イ 工程管理の点検

ウ 出来形管理及び品質管理の確認

エ 緊急を要する設計及び設計変更に関する調査及び資料等の作成

オ 工事施工に関する資料等の作成

カ 工事施工に関する立会、観察、測定等

キ 工事の安全確保及び事故報告

ク 工事現場発生品の確認

ケ 工事受注者に対する支給品等の確認

コ その他上記に準ずる事項

3) 関係機関等との協議に関する業務

ア 関係機関等との協議に関する資料等の作成

イ その他上記に準ずる事項

4) 事業実施に関する業務

ア 幹線水路の流量及び水質の観測（随時）等の補助

イ 事業実施に関する資料等の作成

ウ その他上記に準ずる事項

(打合せ)

第13条 共通仕様書第1～5条による打合せについては、月1回以上行うものとし、管理技術者が出席するものとする。また、月2回目以降の打合せについては監督職員と協議の上、書面等により行うことができるものとする。

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

(成果物)

第14条 成果物の提出は次のとおりとする。

- (1) 業務実施報告書 1式
- (2) 共通仕様書第2-4条から第2-19条の規定により実施した業務において作成した資料
1式
- (3) その他必要な資料 1式

(開示用成果物の作成及び提出)

第15条 第11条に記載している成果物(PDFファイル)に含まれる、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」における「不開示情報」に該当する情報について、システムの編集機能により、その箇所を黒塗りにする措置を行い提出しなければならない。

- (1) 開示用成果物の電子媒体(CD-R若しくはDVD-R) 1部
なお、不開示情報とは別表のとおりである。

(成果物の提出先)

第16条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

熊本県八代市日置町171-1
九州農政局八代平野農業水利事業所

(情報共有システム)

第17条

- (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- (2) 情報共有システムは、農林水産省ホームページ(下記URL参照)に掲載している「工事及び業務の情報共有システム活用要領」によるものとする。
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/index.html>
- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

(契約変更)

第18条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。

- (1) 第9条に示す「工事の概要」に変更が生じた場合。
- (4) 第10条に示す「業務場所」に変更が生じた場合。
- (2) 第11条に示す「履行期間」に変更が生じた場合。
- (3) 第12条に示す「業務内容」に変更が生じた場合。
- (5) 第13条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (5) 第14条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (6) その他

(業務スライドの試行)

第19条

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通

知) (<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf>) に基づく試行業務である。

- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2) の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。
ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2) の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2) 中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2) ～ (5) の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6) の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。
ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4) 及び (7) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。
ただし、発注者が(2)、(6) の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1) に記載の通知に基づくものとする。

(その他留意事項)

第 20 条

- (1) 通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。
- (2) 業務履行にパソコン及びプリンタ等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。
なお、原則として機能等については、下記に示す監督職員が利用する機能と同程度以上(データ共有が可能なもの)とする。
また、ウイルス対策として最新のデータに更新(アップデート)したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。
また、業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果について監督職員の確認を受けるものとする。

項 目	機 能 (バージョン)
パソコンの OS	Windows11
ワープロ	Microsoft Office 365

表計算	Microsoft Office 365
CAD	al-nil CAD2024
ウイルス対策ソフト	トレンドマイクロ Apex One

(3) その他の機器、ソフト等の導入については、監督職員と協議の上、その使用について決定するものとし、業務遂行上特に必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。

(4) 受注者からの請求により発注者が必要と認めた場合には庁舎の使用ができるものとする。この場合、机、椅子等は貸与する。

なお、庁舎の使用については、別記様式第3号庁舎等の使用許可申請書を発注者に提出するものとする。

(5) 前項により庁舎を使用する場合には、受注者は、本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。

(定めなき事項)

第21条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別 表

不開示とする情報	該当項目	該当条項
<p>個人に関する情報 及び法人その他団 体に関する情報</p>	<p>1. 記述等により特定の個人を識別することができる情報</p> <p>①受注者氏名</p> <p>②個人・会社の印影</p> <p>③実施設計に必要な各種調査結果の記載された調査員等の氏名</p> <p>④打ち合わせ議事録等の発注者以外の氏名及び組織名</p> <p>⑤図面等に記載された地番、所有者等の氏名、住所等</p> <p>⑥顔写真</p> <p>⑦技術提案等の当該法人の知的財産に関する情報</p> <p>⑧概算金額算出のための材料単価等見積もり業者名</p> <p>⑨IPアドレス等機器の接続情報</p> <p>⑩その他（公にすることにより個人・会社の権利利益を害する恐れのある情報）</p>	<p>行政機関の保有する情報の公開に関する法律 第5条第一号及び第二号イ</p>

別記様式

庁舎等の使用許可申請書

令和 年 月 日

庁舎管理責任者 殿

(所属又は住所)
(氏 名)

下記により庁舎を使用したいので、九州農政局八代平野農業水利事業所庁舎管理規則第5条第1項の規定に基づき申請します。

記

1 使用場所

2 使用目的

3 使用期間
令和 年 月 日 時 分から
令和 年 月 日 時 分まで

4 使用者及び人員

5 使用責任者
(所属又は住所)
(氏 名)

6 その他

注 使用者の中に職員以外の者が含まれるときは、「使用者及び人員」の欄に、その所属、人員等を記載すること。

